

# 事務事業評価資料

施策名	食品表示監視体制の充実			所管部局課名	農政環境部農政企画局消費流通課				
事業名	食品表示適正化対策事業			担当者電話番号	食品安全係 内線4049				
事業目的	消費者の適切な商品選択のため、食品表示の適正化を図る。								
事業内容	食品表示の調査・監視及び指導（JAS法110番及び食品表示調査指導員の設置）、消費者の食品表示に係る知識習得の支援				事業開始年度	平成19年度			
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額			
	事業費	(26,465 千円) 26,465 千円		(32,576 千円) 32,576 千円		(30,666 千円) 31,996 千円			
	人件費	24,959 千円	従事人員 2.8人	23,719 千円	従事人員 2.8人	23,408 千円	従事人員 2.8人		
	総コスト (+)	51,424 千円	従事人員 2.8人	56,295 千円	従事人員 2.8人	55,404 千円	従事人員 2.8人		
事業の目標	県内店舗における生鮮食品の適正表示			[目標設定理由] 消費者が食品を適切に選択して購入できるようにするため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H19	H20	H21
	生鮮食品適正表示店舗率	100%		75.2% (684 千円)	79.4% (709 千円)	100.0% (554 千円)	75.2%	79.4%	100.0%
評価結果	必要性	・近年、食品表示偽装事件が多発し、偽装の手口も複雑巧妙化している。県民の食品に対する不信感がより一層高まっており、食品表示110番通報件数が大幅に増加するなど、監視の強化が求められている。							
	有効性	・食品表示調査指導員の小売店舗等への立入調査により、食品表示の監視、改善指導を行うことで適正店舗率の向上が図られる。また、事業者、消費者の自主的取組を促すことで、偽装の未然防止につながっている。							
	効率性	・食品表示調査指導員の立入調査先を、県庁と県民局で役割分担するなど、効率的な調査・監視体制を築いている。							
	民間・市町との役割分担	・県は、JAS法及び同施行令に基づき、小売店等に対する立入調査や適正な表示の指示などを行う。 ・消費者等は、不適正な表示等があった場合は、JAS法表示110番に通報する。							
	受益と負担の適正化	・県民が食品の購入の選択に資することができるよう、県下全域で表示の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	食品表示偽装等のJAS法違反事例が多発しており、県民の食品に対する不信感が高まっていることから、引き続き監視の強化に努める必要がある。 このため、小売店・中間流通業者(1,000店舗/年)及び食品製造事業者(200事業所/年)に対する立入調査や科学的な手法を用いた産地判別調査など表示根拠確認を実施する。また、食品表示ウォッチャーの登録を通じて消費者の食品表示に関する知識習得と自主的な活動を促進する。								